

文化の日記念 憲法九条の理念を生かす

大矢 正人

私は憲法が施行された1947年生まれで、この憲法の下で66年間生活してきました。この機会に憲法、特に第九条の過去、現在、未来について考えてみたいと思います。

戦争体験はありませんが、母から空襲で逃げた話や軍需工場で働いた話は聞いたことがあります。1956年小学3年の春休み、愛媛県松山市で開催された博覧会の原爆展で感じた「世の中にこのようなことが起こるか」という驚きは今でも忘れられません。

憲法前文には「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。・・・われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」とあります。戦争の悲惨を体験した当時の人々は本当にそう思ったに違いありません。「恒久の平和」という言葉はカントの『永久平和のために』（1791年）



長崎・平和祈念像

を思い起こします。カントはこの本で「平和とはすべての敵意をなくすこと」、「常備軍が存在するということは、いつでも戦争を始めることができるように軍

備を整えておくことであり、ほかの国をたえず戦争の脅威にさらしておく行為である。・・・それだけではない。常備軍の兵士は、人を殺害するため、または人に殺害されるために雇われるのであり、これは他者（国家）が自由に使うことのできる機械や道具として人間を使用することである。これはわれわれの人格における人間性の権利と一致しないことだろう」と述べています。憲法は前文で日本国民は「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し」、「国家の名誉をかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ」として、第九条で戦争放棄、戦力の不保持・交戦権の否認を掲げました。前文の「平和的生存権」と第九条の「戦争放棄、戦力の不保持」が結合することによって、はじめて国民の平和のうちに生存する権利が保障されたと言えます。

では、戦後68年を振り返った時に憲法九条はどのように取り扱われてきたのでしょうか。1950年6月に朝鮮戦争が勃発すると警察予備隊が設置され、1952年4月にサンフランシスコ平和条約と日米安保条約が発効すると警察予備隊は保安隊に改組され、1954年7月に自衛隊が発足しました。この日米安保条約の前文では「日本国は・・・アメリカ合衆国がその軍隊を維持することを希望する」「アメリカ合衆国は日本国が・・・自国の防衛のため漸増的に自ら責任を負うことを期待する」とされました。この旧安保条約に代わって、1960年6月に発効した新安保条約では第3条で「武力攻撃に抵抗するそれぞれの能力を、憲法上の規定に従うことを条件として、維持し発展させる」、第5条で「いづれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続に従って共通の危機に対処するように行動することを宣言しています。1996年の日米安保共同声明以後、「日米安保協力」は「日米同盟」と呼ばれるように強化され、

2003年に開始されたイラク戦争にはイラク特措法のもと、自衛隊が「人道復興支援」「輸送活動」の任務で派遣されました。

この現実を踏まえると憲法九条は空洞化しているように見えますが、この68年間、憲法九条のおかげで自衛隊は一人の戦死者も出さず、外国人を戦闘で一人も殺していません。自衛隊イラク派兵違憲訴訟では2008年4月に名古屋高等裁判所において「イラクでの航空自衛隊の輸送活動は憲法9条1項に違反する」という違憲判決が下されました。平和的生存権の具体的権利性も肯定され、国の行為によって国民の権利が侵害される場合には、裁判所に対し当該違憲行為の差し止め請求や損害賠償請求も可能であるとされました。

憲法を改正しようとする人々は解釈改憲と明文改憲の両面で改憲を実現しようとしているようです。又、国家安全保障会議設置法や特定秘密保護法の制定の動きもあります。

国民には現在の事も含め、これまでの戦争体験を次世代に継承し「戦争の惨禍が起こることのない」ための努力が求められているのです。

国際連合憲章第一条の国際連合の目的の一つに「国際的の紛争又は事態の調整又は解決を平和的手段によつて且つ正義及び国際法の原則に従つて実現すること」があります。この目的の実現のためには国際社会に多くの困難があることも事実です。

しかし、軍縮、平和、正義、法の支配こそが世界の人々をより安全でより繁栄した世界に導く道標ですし、世界の圧倒的多数の人々はこの方向を支持しています。アジアには多国間対話を通じて「平和的安全保障」を実践する東南アジア諸国連合(ASEAN)があります。ベトナム戦争の教訓を踏まえ、1976年に東南アジア友好協力条約(TAC)を締結し、武力の行使も威嚇も違法とし、紛争を対話と会議、外交によって解決することを決めました。ここに憲法九条を生かした日本のめざす平和外交の姿があると思います。憲法の「崇高な理想と目標」に向かって努力し、近隣諸国の人々はもとより世界の人々との友好を実現してはじめて、日本が憲法前文にいう「国際社会において、名誉ある地位」を占めたとと言えるのではないのでしょうか。

(長崎総合科学大学名誉教授)

風信

○十月は本協会の事務所がある桶屋町が長崎くんち踊町の当番であったの

で会の世話人一同、何に彼と大変せわしかったが、其の「おくんち」も過ぎ、現在一同ホツとしている。

○秋と言えば中秋の名月。中国の詩人韓愈の五言古詩の一節に「灯火稍可親」とあり、我が国では之を「秋の夜は灯火親しむ可し」と読み、「秋の夜長は読書に親しみなさい」と解し、「大いに勉強し教養を身につけましょう」と言う。

○長崎の事で現在も大いに気にかかる事が三つある。一つは韓国に持ち去られた佛像の事で、二つめは諫早干拓地開放問題。第三は佐世保の石木ダム建設の事である。

○古歌に言う「打つものも 打たるる者も心せよ 同じ御国のみ民ならずや」今一度、皆んなで話し合いは出来ないものでしょうか。

○先週の水曜懇話会で吉田幸男氏より長崎に其の昔、大阪方面より来航した千石船についての話を聞いた。千石船は一般に辨財船べんざいせんと言ひ、米二、五〇〇俵を積む事ができ、帆掛は一本で二十四反の帆をあげていたそうである。反物一反は長さが2丈8尺3寸(鯨尺)で約12mであるので帆は其の二十四倍という事になる。又その時に潮の流れや季節風の事など、私達の知らない事を多く教えて戴いた。

○ながさき経済十月号(長崎経済研究所刊)によると、県内経済は「横這いなから持ち直しの動きあり」とある。「県下の水産・観光・公共工事ともに増加」「雇用・緩やかな改善傾向」「住宅建設は持ち直しの動き」とあり、良い事ですね。

○今月はさすがに読書の秋、次のように各方面より多くの本を戴いた。

一、若木太一先生より、先生の編集された『長崎・東西文化交渉史の舞台』。内容は明清時代に長崎に移入された宗教・学問・文化の多方面にわたつての各位の論考が編纂されており、先生の御苦心の跡が本の全体に沁み渡っていた。(勉誠出版刊・六、〇〇〇円)

一、野村美術館より「野村得庵の文化遺産」。本書は野村銀行・野村證券・野村美術館の創立者野村得庵師が日本文化振興の為につくされた功績をまとめられた本で、唯、感激して読ませて戴いた。(思文閣刊・三、〇〇〇円)

一、大田由紀女史より自著の『長崎くんち考』(長崎文献社刊・一、六八〇円)

一、宮川雅一氏より自著の『郷土史岡目八目』(長崎新聞社刊・一、四七〇円)

両書共に長崎の文化を知る上に、座右に置く可き本である事を確信いたしました。

長崎歴史文化協会 研究室
TEL 八二二一五四〇
十八銀行公会堂前出張所 2F

